

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会（以下「協会」という。）の役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員は、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員は、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。次号に規定する費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、役員の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

(会長及び常勤役員の報酬等)

第4条 会長及び常勤役員の報酬等は、俸給、賞与及び退職慰労金とする。

(会長及び常勤役員の俸給)

第5条 会長及び常勤役員の俸給は、別表1に定める額とする。

- 2 俸給は、算定期間は前月21日から当月20日までとし、当月25日（休日の場合は前日）に支給する。
- 3 算定期間の途中の日において新たに任命された役員の当月分の俸給は、日割計算とする。
- 4 給与算定期間の途中の日において退任又は在任中に死亡した役員の当月分の俸給は、別表1の全額を支給する。

(会長及び常勤役員の賞与)

第6条 会長及び常勤役員の賞与は、協会の業務の実績等により支給する。

- 2 賞与は俸給額を基準とし、職員の支給率等を勘案する。
- 3 賞与は、6月1日及び12月1日に在職する者に支給する。

(会長及び常勤役員の退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、会長及び常勤役員が退任又は在任中に死亡した場合に支給する。

- 2 退職慰労金は、別表2により算出された額とする。ただし、故意又は重大な過失により、協会の名誉若しくは信用を傷つけ、又は経済的損害を与えた場合は、退職慰労金を減額することができる。
- 3 在職期間の計算に当たって、1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。また、前項により算定した額に1千円に満たない端数が生じたときは、これを1千円に切り上げる。
- 4 退職慰労金は、退職後10日以内に指定された口座に振り込む。

(非常勤役員の報酬)

第8条 非常勤役員(会長及び協会職員である非常勤役員を除く。以下同じ。)の報酬は、別表3に定める非常勤役員報酬とする。

(非常勤役員退任時のお礼等)

第9条 協会は、非常勤役員が退任又は在任中に死亡した場合は、別表4に定める「お礼」(法令に基づき控除すべき額を控除した金額)を贈呈する。

2 協会は、名誉会長及び役員(以下「役員等」という。)が退任した場合は、感謝状を贈呈することができる。

(費用)

第10条 協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを遅滞なく支払うものとする。

2 協会は、役員等の職務の遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊料、日当)については、職員旅費規程に準じて支払う。

3 協会は、常勤役員の通勤の実態に応じて、通勤手当を支払う。ただし、通勤手当は実費相当額とし、その計算方法、運用等は職員給与規程に準ずる。

附則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の改正は、平成25年6月12日から施行する。

3 この規程の改正は、2022年6月22日から施行する。

別表1 会長及び常勤役員俸給（月額）

会 長	387,000円
専務理事	896,000円
常務理事（検査長、事務局長）	796,000円
常務理事（部長）	782,000円

別表2 会長及び常勤役員退職慰労金算出方法

俸給（別表1の月額）×係数（12.5／100）×在任月数

別表3 非常勤役員報酬

理 事	1日 10,000円
監 事	1日 20,000円

* 書面会議の場合は、上記の半額とする。

別表4 非常勤役員退任時の「お礼」

在任期間	「お礼」
5年未満	30,000円
5年以上10年未満	50,000円
10年以上15年未満	70,000円
15年以上	100,000円